

個人情報を取り扱う受託業務について個人情報の保護に関し定める条項

（目的）

1 この条項は、この契約に基づき業務を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

2 乙は、この契約に基づく業務を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

3 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報の保管、搬送に当たっては、改ざん、滅失、き損及び漏えいその他の事故防止のために必要な措置を講じると共に、記録媒体の特性に留意し、個人情報の管理が適正に行われるよう万全の注意を払わなければならない。

（適正な使用）

4 乙は、この契約に基づく業務に伴い取得した個人情報につき、当該業務の範囲を超えた加工、再生又は保管をしてはならない。

（従事者の範囲）

5 乙は、従事者の作業範囲、作業責任区分等を明確にしておかなければならない。

（収集の制限）

6 乙は、この契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の処理に必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集しなければならない。

（秘密の保持）

7 この契約に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を第三者へ漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（従事者への周知）

8 乙は、この契約に基づく業務の従事者に対し、この条項に定める事項を周知しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

- 9 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他の業務に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

- 10 乙は、この契約に基づく業務の一部又は全部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託してはならない。ただし、甲の承諾がある場合はこの限りではない。

(複写・複製の禁止)

- 11 乙は、甲の指示又は承諾のある場合を除き、この契約に基づく業務を行うために甲から貸与を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料の返還義務)

- 12 乙は、この契約に基づく業務が終了し、又は解除された時は、当該業務を処理するため甲から貸与を受けた個人情報及び当該業務の履行により発生した個人情報に係わる資料のすべてを甲に返還又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別途指示した場合は、この限りではない。

(事故発生時の報告義務)

- 13 乙は、この契約に基づく業務の遂行中に事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監査に応じる義務)

- 14 乙は、甲が行う監査に応じなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

- 15 甲は、乙がこの条項に違反したときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(罰則)

- 16 乙が個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める秘密の保持等の義務に違反したときは、各法律の規定により処罰される。